



WEDDING & PARTNER

NEWSLETTER JANUARY/FEBRUARY 2025

1. 2025 年 賃金税及び社会保険対象のフリンジベネフィット支給額

従業員が雇用主からフリンジベネフィット(住まいの提供や食事手当等)を支給される場合、これは所得としてみなされ、賃金税及び社会保険の対象となります。福利厚生としての支給限度額は、社会保険規定によって定められています。

食事手当の支給額は、朝食、昼食、夕食で異なり、2025 年の月額及び日割額は以下の通りです。

	朝食	昼食	夕食	1 日分
月額	69 ユーロ	132 ユーロ	132 ユーロ	333 ユーロ
日割	2.30 ユーロ	4.40 ユーロ	4.40 ユーロ	11.10 ユーロ

従業員が自己負担をする場合にはフリンジベネフィットとして考慮する金額も減額され、全額自己負担した場合には賃金税および社会保険料が課せられることはありません。

フリンジベネフィットの対象となる食事には、以下のようなものも含まれます。

- 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
- 就業日の食事を割安で提供するレストランなどを対象とした雇用主からの手当(手当が実際の食事価格を超えない場合に限る)
- 従業員に対するレストラン用食事券やクーポン券などの配布(食事券などの価格が 1 食につき 7.50 ユーロを超えない場合に限る)
- 雇用主が従業員の賃金契約外において、食事券などのかわりに就業日の食事代として支払う現金手当(1 食につき 7.50 ユーロを超えない場合に限る)

フリンジベネフィットとしての食事手当は、就業日 1 日につき 1 食分のみの手当が前提条件となり、これはホームオフィスで働く従業員にも当てはまります。「予備」として別の日の食事手当を充てる場合は、その分が現金支給として認識され、所得税及び社会保険の対象となります。

無料または割引価格での食事の提供により所得税の対象となった場合、雇用主は全額を 25% の税率で一律課税負担することができます(所得税法第 40 条 2 項)。この場合は、社会保険料は発生しません。

2. 住まいの提供

雇用主による住まいの提供に関しては、以下の点に留意する必要があります。

- ・一家計が利用するアパート(あるいは一戸建て住宅)の場合、その土地の平均賃貸価格が基準となります。光熱費や水道代などの雑費に関しては実際の費用が考慮されます。
- ・その他の宿泊施設(共同アパートの一部屋など)については、一律の現物支給価格が適用されます(2025 年は月 282 ユーロ)。この一律基準価格を超えない限り、その土地の平均賃貸価格で計算することも可能です。

雇用主が従業員に対し住居や宿泊施設を割引価格で提供する場合は、従業員が自己負担する金額に応じて考慮し、雇用主側が負担した金額のみ賃金税と社会保険の対象となります。

ただし、従業員負担が平均賃貸価格の 3 分の 2 を超える場合(かつ 25 ユーロ/1 m²以下)、この手当は課税の対象にはなりません。

3. 2025 年 1 月 1 日以降の法改正

2025 年より、多数の法改正が施行されます。以下は、その中で最も重要な変更点となります。

- ・会計文書の保存期間が 10 年から 8 年に短縮され、これは 10 年の保存期間が経過していないすべての文書が対象となります。
- ・14 歳までの子供の養育費について、特別支出として控除できる割合が 3 分の 2 から 80% に、上限額が 4.000 ユーロから 4.800 ユーロへと引き上げられました(所得税法第 10 条(1)5 項)。
- ・扶養家族への手当は、扶養家族の口座への銀行振込に限り、特別支出として控除できるようになりました。しかし、現金での支払いの場合は適用されません(所得税法第 33a 条(1))。
- ・売上税(VAT)法に基づく小規模事業者規定の総売上高の上限が、前年度 22.000 ユーロから 25.000 ユーロに、当年度 5 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げられました(売上税法第 19 条)。

また、ドイツ国内の事業主が他の EU 加盟国で小規模事業者規定を利用できるよう、特別な登録手続きが導入されました(売上税法第 19a 条)。

- ・売上税施行令第 34a 条により、小規模事業者が発行する請求書に必要な情報が最小限となりました(詳細については、後述いたします)。
- ・VAT 事前申告の毎月の提出が義務付けられる基準値として、前年度 VAT 納付額 7.500 ユーロから 9.000 ユーロに引き上げられました。この基準値を下回る場合には原則四半期ごとの提出となります。

4. 2025 年以降の小規模事業者発行の請求書について

年次税法 2024 年より導入された売上税施行令第 34a 条によると、2025 年 1 月 1 日以降、売上税法に基づく小規模事業者の請求書には、特に以下の情報を記載する必要があります：

1. サービスを提供する事業者と受取人の氏名及び住所
2. サービスを提供する事業者の税務局発行の納税者番号、または、連邦中央税務庁発行の VAT 番号、または、小規模事業者 ID 番号
3. 請求書発行日
4. 提供される商品またはサービスの数量及び種類
5. 納品またはその他のサービスに対する対価を一括に記載し、且つ、それらに小規模事業者免税が適用されている旨を明記する必要があります(売上税法 19 条)。

250 ユーロ以下の少額請求書、及び、公共交通機関のチケットに関する規定は、小規模事業者発行の請求書にも適用されます。

小規模事業者は、電子請求書に関する規定を遵守する必要はなく、紙媒体(売上税法第 14 条 1 項第 4 文に基づく「その他の請求書」)を利用して請求書を発行することができます。

5. 2025 年 公的社会保険料に関する新改定

2025 年 1 月 1 日より社会保険料(年金保険、失業保険、健康保険、介護保険)が以下の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
保険料負担給与上限			
- 年金及び失業保険	96,600.00 ユーロ	8,050.00 ユーロ	年金保険: 18.6% 失業保険: 2.6%
- 健康及び介護保険	66,150.00 ユーロ	5,512.50 ユーロ	健康保険: 14.6% 介護保険: 3.6%
公的保険義務該当者 (右記金額を超えた翌年よりプライベート保険への移行が可能)	73.800 ユーロ	(6,150.00 ユーロ)	—
ミニジョブ従業者			
- 給与上限		556.00 ユーロ	—
- 健康保険			雇用者: 13.0% 雇用者: 5.0%
- 一般			
- 個人家庭での従業時			
- 年金保険			雇用者: 15.0% 従業員: 3.6%
- 一般			
- 個人家庭での従業時			雇用者: 5.0% 従業員: 13.6%
倒産積立保険			雇用者のみ: 0.15%
芸術家社会保険			雇用者のみ: 5.0%

法的社会保険(健康保険、介護保険、年金保険)に加入している従業員に対して、雇用者は通常、社会保険料の半分の負担をしています。

従業員がプライベート健康保険に加入している場合、雇用者は従業員の支払う保険料の 50%を非課税の補助金として負担する必要があります。ただし、この補助金の上限は、法定健康保険及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています(平均 2.5%となる保険会社個別追加保険料負担の 50%も含む)。これにより、2025 年の雇用者による最大補助金額は、月々 471.32 ユーロ(942.64 ユーロの 50%)となります。

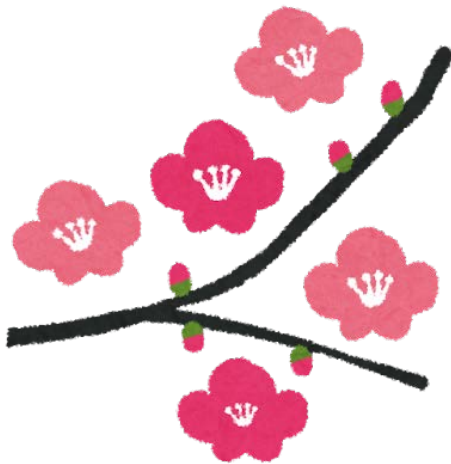
6. 非経常的な負担としての医療費の証明

医療費は非経常的な負担として考慮することができ、「想定される範囲の負担」を超えた場合に控除することが可能となります（所得税法第 33 条参照）。医薬品、治療薬、補助剤の場合、その費用の必然性を証明するため、医師または代替医療従事者の処方箋が必要となります（所得税施行令第 65 条第 1 項第 1 文）。

しかし、新しい電子処方箋では、医師や代替医療従事者の処方箋は紙媒体では発行されなくなりました。そのため、税務当局は、電子処方箋が使用された場合、薬局の領収書、またはオンライン薬局からの請求書、プライベート健康保険に加入している被保険者の場合は、薬局の費用領収書を証明として認めています。ただし、それらの領収書には以下の情報が含まれていなければなりません：

- ・課税対象者の氏名
- ・サービスの種類（例：医薬品名など）
- ・自己負担額
- ・処方箋の種類

2024 年に限り、領収書に課税対象者の氏名が記載されていなくても問題ありませんでしたが、2025 年以降に費用を控除する場合には、上記すべてが記載されていることに留意する必要があります。



ご質問等ございましたら、下記の Japan Desk に御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: JapanDesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>